

## 建築物環境衛生管理業務委託仕様書

1 建築物環境衛生管理業務の対象は次のとおりとする。

(1) 建築物環境衛生管理技術者選任		1 2ヶ月	
(2) 空気環境測定	5ポイント	6回/年	
(3) 貯水槽清掃			
受水槽	8 m <sup>3</sup>	1回/年	1 基
高置水槽	5 m <sup>3</sup>	1回/年	1 基
(4) 排水槽清掃			
雨水槽	20 m <sup>3</sup>	1回/年	1 基
沈殿槽	1. 13 m <sup>3</sup>	1回/年	1 基
(5) ねずみ・昆虫等防除駆除施工	4,413m <sup>2</sup>	2回/年	
(6) 水質分析試験			
1 1項目試験	1 検体	1回/年	
1 2項目試験	1 検体	1回/年	
1 6項目試験	1 検体	1回/年	

2 建築物環境衛生管理業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者選任
  - ・維持管理業務計画の立案
  - ・環境衛生管理の測定、検査等の結果の評価
  - ・環境衛生上の維持管理に必要な調査とその結果の評価
  - ・環境衛生管理に必要な意見の具申
  - ・環境衛生管理に必要な書類の作成及び保管
- (2) 空気環境測定
  - ・浮遊粉塵量の測定
  - ・一酸化炭素の含有量の測定
  - ・炭酸ガスの含有量の測定
  - ・温度の測定
  - ・相対湿度の測定
  - ・気流の測定
- (3) 貯水槽清掃
  - ・槽内の沈積物質、浮遊物質の清掃
  - ・壁面等の付着物質の点検
  - ・槽内壁、パイプ等の点検
  - ・槽内壁を50～100ppmの次亜塩素酸ナトリウム液で吹付消毒
  - ・槽内清掃
  - ・槽内を圧力水にて洗浄
  - ・残留塩素測定
  - ・付属機器等の点検

- (4) 排水槽清掃
  - ・槽内の点検清掃
  - ・スカム撤去
- (5) ねずみ昆虫等防除
  - ・建物内の被害状況の把握
  - ・ねずみ、害虫の発生動態の把握
  - ・重要個所については必要都度実施する
  - ・本施工において、薬剤による中毒事故や火災事故については安全措置を考慮する
- (6) 飲料水水質検査
  - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）による

3 業務に直接必要な消耗品、機器は受注者の負担とする。ただし、この委託業務の範囲内で処理することが困難な状態が発生したときは、発注者、受注者協議し別途契約により業務を行うものとする。

4 業務が完了したときは、受注者は直ちに発注者に報告し、確認検査を受けなければならない。

5 修理又は調整目的物の引渡し前に調整目的物又は材料について生じた損害その他修理又は調整施工に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する理由による場合はこの限りでない。

6 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

7 建築物環境衛生管理業務年間計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建築物環境衛生管理技術者選任		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空気環境測定		○		○		○		○		○		○	
貯水槽清掃													○
排水槽 清掃	雨水槽						○						
	沈殿槽						○						
ねずみ・昆虫等防除駆除施工				○						○			
飲料水水質検査	1 1 項目												○
	1 2 項目						○						
	1 6 項目						○						

※実施についての具体的日程は別途協議の上決定する。